

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	帝人株式会社		コード	3401
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	津谷 正明	社外取締役	○										△				有	
2	楠瀬 玲子	社外取締役	○										△				有	
3	前田 東一	社外取締役	○										△			新任	有	
4	辻 幸一	社外取締役	○													○ 訂正・変更	有	
5	南 多美枝	社外取締役	○										△			訂正・変更	有	
6	竹岡 八重子	社外取締役	○													○ 新任	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の津谷正明氏は、当社取引のある株式会社ブリヂストンの出身ですが、同社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満と軽微であり（2025年3月期末実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	上場事業会社代表執行役CEO、取締役会長を歴任し、その豊富な事業経験、卓越した見識をもって、当社の社外取締役としての確かな指摘及び助言をいただいております。また、昨年度は指名諮問委員会の議長として、アジェンダ設定や取締役、経営幹部の選任・退任、CEO後継候補者の育成計画レビューなどに際して議論を深めていただいております。さらに、報酬諮問委員会委員として役員報酬制度の改定やCEOを含む取締役等の業績評価についても、的確な指摘や助言をいただいております。今後も社外取締役として取締役会や指名諮問委員会、報酬諮問委員会において客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者としています。また、当社が定める独立取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2	社外取締役の楠瀬玲子氏は、当社取引のある日本経済新聞株式会社、株式会社LILの出身ですが、各社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満と軽微であり（2025年3月期末実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	経営統合を行った企業において企業変革やグローバルな組織運営、UFGを継承してこられました。また企業内・外においてダイバーシティ・エグジティブ&インクルージョンにも積極的に取り組んでこられています。取締役会において、ポートフォリオ変革や財務戦略などについての確かな指摘や有効な助言をいただいております。また、指名諮問委員会や報酬諮問委員会においても的確な指摘や助言をいただいております。今後も社外取締役として取締役会や指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者としています。また、当社が定める独立取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	社外取締役の前田東一氏は、当社取引のある株式会社荏原製作所の出身ですが、同社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満と軽微であり（2025年3月期末実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	上場事業会社代表執行役社長、取締役会長を歴任してこられました。同事業会社は近時、コア技術を活用して「取捨選択での価値創造」の実現に向け、対面市場別組織体制への移行やソリューション提供の強化、組織文化の変革をはじめとした事業ポートフォリオの進化、また効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を進めており、同氏はこれらをリードしてこられました。「価値提供主体の事業展開」を目指す当社において、同氏の深い経験や高い見識をもって、社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、社外取締役候補者としています。また、当社が定める独立取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4		公認会計士として長年の豊富な経験を通じて培われた財務・会計・監査に関する深い造詣と、企業経営を通じて培われた高い見識を有しています。専門知識と高い見識に裏付けされた助言にとどまらず、ポートフォリオ変革やリスクマネジメントなど経営全般についても有益な助言をいただくなど、経営全般の監視とともに、当社のコンプライアンスの維持・向上にも貢献いただいております。同氏の深い経験や高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としています。また、当社が定める独立取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
5	社外取締役の南多美枝氏は、当社取引のあるスリーエムカンパニーの出身ですが、同社と当社との間の取引額は、双方の連結総収入金額の1%未満と軽微であり（2025年3月期末実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	グローバル企業において、ヘルスケア事業・産業材関連事業や複数地域での責任者として豊富な経験と知見を有しておられます。取締役会においては、グローバルに複数事業を展開する企業での豊富な経験や知見に基づき、グローバルな視点からのオペレーションやマーケティング強化などについて、当社の社外取締役としての的確な指摘及び助言をいただいております。昨年度は報酬諮問委員会の議長として委員会の審議活性化を図るとともに、指名諮問委員会委員としても的確な指摘や助言をいただいております。同氏の深い経験や高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監督・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としています。また、当社が定める独立取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
6		弁護士として長年の経験を通じて培われた企業法務（知的財産権、コンプライアンスなど）に関する高い見識及び豊富な社外役員経験を通じて培われた経営視点や企業内監査体制の知見などを有しています。同氏の深い経験や高い見識をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督並びに経営への助言をしていただくことは、当社の株主価値・企業価値向上に非常に有益であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としています。また、当社が定める独立取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を目的として、2025年2月3日開催の取締役会において、2025年6月25日開催予定の第159回定時株主総会における承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決議しております。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（a、b及びdのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。